

実現しよう！最低賃金1000円・全国最賃制度 賃金の底上げで景気回復を！

2011年最低賃金闘争ニュース

大阪労連：大阪市北区錦町2-2 TEL 06-6353-6421

no. 13

2011年8月3日

大阪府最低賃金7円引き上げ、時間額786円に

大阪府最低賃金審議会は、8月3日、大阪労働局長に対し、「時間額を786円に引き上げること（7円の引上げ）が適当である」という答申を行いました。予定では、4日の審議会総会で答申でしたが、8月3日の地域専門部会で、公益・労働・使用者各委員全員の意見が一致し、答申となりました。

中央最低賃金審議会は、7月27日、Aランクが4円、BCD各ランクが1円の目安答申を行い、生活保護との乖離が生じた9都道府県について、東京、広島、京都については、今期での乖離解消を求めましたが、6道府県（北海道、宮城、埼玉、神奈川、大阪、兵庫）について、今年度での乖離解消を先送りして、乖離の縮小にとどめました。大阪では4円引き上げの目安が出されていました。

中央最低賃金審議会の目安4円答申を突破して、大阪府最低賃金審議会が、今年、一挙に生活保護との乖離解消を行ったことは大いに評価ができます。これは、宮武事務局長の意見陳述、大阪労連と青年部の最賃体験の資料提出、個人署名9651筆、団体署名280筆、意見書280筆の各提出、7月27日の終日の座り込み行動などを行った、私たちの運動の一定の成果です。

しかし、答申額786円で、生活はできません。大阪労連は「生活保護との整合性のとれた水準として、月額174,628円、時間額1,164円」という大阪労連意見を審議会に提出しています。

日弁連は7月28日、「震災後のナショナルミニマムを考える～あるべき最低賃金・生活保護基準とは～」という院内集会を開き、生活保護基準のあり方として、一般「低所得」世帯ではなく、一般世帯との比較を行うべきで、消費支出額だけに着目するのではなく、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する観点から、多角的に検討すべきであること、生活保護基準に合わせる形で最低賃金の整合性を図れば、最低賃金の地域格差が拡大することなどの問題点を指摘しています。

大阪府最低賃金審議会は8月3日付けで「当該最低賃金の改正決定に異議のあるものは、…8月18日までに大阪労働局長あて、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい」という公示を出しました。

大阪労連異議申出書提出行動

- 日時 8月18日(木) 15時45分集合
16時～提出行動
- 場所 大阪合同庁舎2号館ロビー



7・28中央行動 銀座パレード出発前
(最賃ひと言メッセージを持ってパレード参加)